

議案第101号

南あわじ市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例の一部を  
改正する条例制定について

南あわじ市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例の一部を改正する条  
例を別紙のとおり制定する。

令和4年12月13日提出

南あわじ市長 守 本 憲 弘

南あわじ市条例第 号

南あわじ市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例の一部を  
改正する条例

南あわじ市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例（平成 23 年南あわ  
じ市条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 2 項を次のように改める。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、別表に定めるところにより、学童保育  
の利用料を減額し、又は免除することができる。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第 9 条関係）

| 区分   | 減額又は免除する額 |
|--|-----------|
| 1 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）の規定により保護を受けている世帯                | 全額        |
| 2 南あわじ市就学援助規則（平成 17 年南あわじ市教育委員会規則第 34 号）の規定により援助を受けている世帯 | 2 分の 1 の額 |

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

南あわじ市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例新旧対照表

| 現 行  | 改 正 案   | 備 考 |           |                                       |    |  |        |  |
|--|---|-----|-----------|---------------------------------------|----|--|--------|--|
| <p>第1条～第8条 略<br/>(費用負担)</p> <p>第9条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、市長は、生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による保護を受けている世帯に属する者の学童保育の利用料を免除することができる。</p> <p>3 略</p> <p>第10条 略</p> | <p>第1条～第8条 略<br/>(費用負担)</p> <p>第9条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、市長は、別表に定めるところにより、学童保育の利用料を減額し、又は免除することができる。</p> <p>3 略</p> <p>第10条 略</p> <p>別表(第9条関係)</p> <table border="1" data-bbox="1099 759 1892 1149"> <thead> <tr> <th data-bbox="1106 759 1440 798">区分</th> <th data-bbox="1440 759 1886 798">減額又は免除する額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1106 798 1440 970">1 生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定により保護を受けている世帯</td> <td data-bbox="1440 798 1886 970">全額</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1106 970 1440 1149">2 南あわじ市就学援助規則(平成17年南あわじ市教育委員会規則第34号)の規定により援助を受けている世帯</td> <td data-bbox="1440 970 1886 1149">2分の1の額</td> </tr> </tbody> </table> | 区分  | 減額又は免除する額 | 1 生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定により保護を受けている世帯 | 全額 | 2 南あわじ市就学援助規則(平成17年南あわじ市教育委員会規則第34号)の規定により援助を受けている世帯 | 2分の1の額 |  |
| 区分   | 減額又は免除する額   |     |           |                                       |    |  |        |  |
| 1 生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定により保護を受けている世帯  | 全額  |     |           |                                       |    |  |        |  |
| 2 南あわじ市就学援助規則(平成17年南あわじ市教育委員会規則第34号)の規定により援助を受けている世帯   | 2分の1の額  |     |           |                                       |    |  |        |  |

議案第102号

南あわじ市アフタースクール事業の実施に関する条例制定について

南あわじ市アフタースクール事業の実施に関する条例を別紙のとおり制定する。

令和4年12月13日提出

南あわじ市長 守 本 憲 弘

## 南あわじ市条例第 号

### 南あわじ市アフタースクール事業の実施に関する条例

#### (趣旨)

第1条 この条例は、市内の小学校（以下「小学校」という。）に通学する全ての児童が地域住民の参画を得て、放課後等に遊びを通じた多種多様な体験活動又は交流により主体的に学び、学ぶ楽しさを知り、豊かな心を育むことを目的とする事業（以下「アフタースクール」という。）の実施について、必要な事項を定めるものとする。

#### (実施場所)

第2条 アフタースクールは、学校施設又は市長が適当と認める場所において行うものとする。

2 アフタースクールの名称、定員その他は規則で定める。

#### (実施主体及び運営)

第3条 アフタースクールの実施主体は、市とする。ただし、この事業の効果的な運営のために、市長が適当と認める団体等にアフタースクールを委託して行うことができる。

#### (対象者)

第4条 アフタースクールの対象者は、原則として、小学校に通学する児童（以下「小学校児童」という。）とする。

#### (実施日及び時間)

第5条 アフタースクールの実施日及び時間は、次の表のとおりとする。ただし、市長が必要があると認めるときは、これを変更することができる。

| 実施日  | 時間            |
|--|---------------|
| 毎週月曜日から金曜日までのうちの授業日                            | 授業終了時から午後6時まで |
| 春季休業日、夏季休業日及び冬季休業日のうちの月曜日から土曜日まで並びに授業日を休業日とした日 | 午前8時から午後6時まで  |

(申請及び許可)

第6条 アフタースクールの利用を希望する小学校児童の保護者（以下「申請者」という。）は、規則で定めるところにより、市長に利用の申請をしなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときはこれを審査し、その適否を決定するものとする。この場合において、市長は、申請者に対し施策の適切な執行のため必要があると認める書類の提出を求めることができる。

3 市長は、前項の決定をしたときは、規則で定めるところにより、申請者に通知するものとする。

(許可の取消し)

第7条 市長は、許可を受けた小学校児童又はその保護者が次の各号のいずれかに該当するときは、前条の許可を取り消すことができる。

- (1) 小学校児童に該当しなくなったとき。
- (2) 支援員等の指示に従わないとき。
- (3) 利用料を納付しないとき。
- (4) その他、市長が不相当と認めるとき。

(休所及び退所)

第8条 アフタースクールを利用する児童の保護者（以下「利用者」という。）は、小学校児童がアフタースクールを長期間休むとき又は退所するときは、規則で定めるところにより市長に届け出なければならない。

(費用負担)

第9条 利用者は、利用料として1月当たり5,000円(8月分については、7,000円)を毎月25日までに納入しなければならない。ただし、アフタースクールを1月以上休所する場合の利用料は、1月あたり3,000円とする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、別表に定めるところにより、アフタースクールの利用料を減額し、又は免除することができる。

3 納入された利用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第9条第2項の規定は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第9条関係）

| 区分   | 減額又は免除する額 |
|--|-----------|
| 1 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定により保護を受けている世帯                | 全額        |
| 2 南あわじ市就学援助規則（平成17年南あわじ市教育委員会規則第34号）の規定により援助を受けている世帯 | 2分の1の額    |

第116回 南あわじ市議会定例会

政策等の形成過程の説明資料

令和4年12月議会

南あわじ市

政策等の形成過程の説明資料

議案番号 議案第102号

議案名 南あわじ市アフタースクール事業の実施に関する条例制定について

概要

「学ぶ楽しさ日本一」の実現を目指した取り組みとして、全ての児童が放課後等に地域住民や企業、団体等の参画を得ながら、遊びを通じた多種多様な体験活動や交流により主体的に学び、学ぶ楽しさを知り、社会性、自主性、コミュニケーション力、創造性、郷土愛等の豊かな心を育てることを目的とするものです。

①政策等を必要とする背景

少子高齢化や核家族化、共働き家庭の増加により子どもを取り巻く環境が大きく変化している中で、現代の子どもたちは、「自己肯定感」が低いと言われており、情報化社会の進展により直接体験の減少や地域との希薄化が課題となっています。地域全体で将来を担う子どもたちを育てる安心安全な環境づくりや地域の教育力を高めることが重要です。

②提案に至るまでの経緯

将来を担う子どもたちの生きる力や社会性、自主性を養い、コミュニケーション力や創造力を高めるためには、地域の人材や資源を活用しながら、遊びの中に学習・体験・スポーツ・文化等の多種多様な体験活動の機会や学びの場を提供することが求められています。令和元年度より八木小学校区をモデル事業としてスタートしましたが、新型コロナウイルス感染症による影響を受け、今回より本格実施することとなりました。

③他の自治体の類似する政策との比較検討

国の「新・放課後子ども総合プラン」により放課後児童健全育成事業（学童保育）と放課後子ども教室との一体型事業を推進している自治体はありますが、全国的に両事業を毎日実施している自治体は少なく、全ての児童を対象に毎日実施している自治体例として、東京都板橋区の「あいキッズ」や千葉市の稲浜小学校アフタースクールが挙げられます。

④市民参加の実施の有無とその内容

有 ・ 無

地域住民が事業の運営スタッフや体験プログラムの講師「まちの先生」として参画し、趣味や特技を活かしたプログラムを子どもたちに提供している。

⑤総合計画との整合性

政策体系

|      |       |                |
|------|-------|----------------|
| 政策の柱 | Ⅱ     | 子育て環境の向上と教育の充実 |
| 大分類  | 1     | 子育て            |
| 基本施策 | Ⅱ-1-1 | 子どもたちの健全育成の推進  |
|      |       |                |

⑥財源措置

有 ・ 無

(単位：千円)

| 事業等の期間 | 総事業費   | 国庫支出金  | 県支出金 | 市債 | その他    | 一般財源  |
|--------|--------|--------|------|----|--------|-------|
| R4     | 31,505 | 11,678 |      |    | 16,197 | 3,630 |

⑦将来にわたる効果及び費用

効果

地域住民などの人材やふるさと資源を活用した体験活動による安心安全な居場所の確保、子どもの主体的な学びや郷土愛の醸成、地域の教育力の向上。

費用

人件費（会計年度任用職員、謝金）、物件費（需用費、役務費等）を予算計上